# 第6

## 退職等年金給付

平成27年10月以降の組合員期間を有する方については、従来の職域加算額に代わり、退職等年金給付が支給されることとなります。

1

## 退職年金

#### 受給要件

次の①から③までのすべての要件を満たしているときに支給されます。

- ① 65歳に達していること
- ② 退職していること
- ③ 1年以上引き続く組合員期間を有していること

#### 給付算定基礎額

退職等年金給付は、毎年、保険料を納めていただくことにより、毎月の報酬に一定率(付与率)を乗じた付与額と、これに対する利子を累積した給付算定額を基礎に次のように計算されます。

給付算定基礎額 =

{組合員期間\*1にかかる各月の標準報酬の月額および標準期末手当等の額×付与率\*2}の累計額+当該各月から給付事由が生じた日の前日の属する月までの期間に応じ、基準利率\*3により複利計算の方法で計算した利子の総額

- ※1 平成27年10月以降の組合員期間が対象となります。
- ※ 2 付与率 とは連合会の定款で定められる率で、平成 27 年 10 月からは 15/1,000 です。
- ※3 基準利率 とは 国債利回りを基礎として、積立金の運用状況、その見通し等を勘案して、毎年9月30日までに連合会 の定款で定められる率です。

対象期間	基準利率
令和6年10月1日~7年9月30日	2.6/1,000
令和7年10月1日~8年9月30日	4.9/1,000

#### 年金額

退職年金の年金額は、終身退職年金と有期退職年金※とに分かれています。

※有期退職年金は、20年もしくは10年の有期給付、または一時金として受けることができます。 支給される年金額は、それぞれの区分に応じて計算されたものとなります。

#### 終身退職年金

① 給付事由が生じた日の属する年の決定額

終身退職年金額 =

終身退職年金算定基礎額\*1

受給権者の年齢区分に応じた終身年金現価率\*\*2

#### ※ 1 終身退職年金算定基礎額

=給付算定基礎額×1/2 (組合員期間が10年未満であるときは、1/4。なお、「10年未満」を判断する際には、平成27年9月以前の組合員期間を含みます。)

※2 終身年金現価率 とは

基準利率、死亡率の状況およびその見通し等を勘案して、終身にわたり一定額の年金額を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、毎年9月30日までに連合会の定款で定められる率で、年齢の区分により設定されています。

(例)終身年金現価率

(適用期間: 令和6年10月1日~7年9月30日) (適用期間: 令和7年10月1日~8年9月30日)

60歳…27.16225560歳…26.21542461歳…26.34593061歳…25.45226462歳…25.53402462歳…24.69181063歳…24.72712063歳…23.93463864歳…23.92553764歳…23.18107565歳…23.12944865歳…22.431306

② 翌年以降の決定額

各年の 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までの間における 終身退職年金算定基礎額\*3

終身退職年金額 =

各年の 10 月 1 日における受給権者の年齢区分に応じた 終身年金現価率

※3 各年の9月30日における終身退職年金額×同日における受給権者の年齢(各年の3月31日における 受給権者の年齢に1歳を加えた年齢)に対して適用される終身年金現価率

#### 有期退職年金

① 給付事由が生じた日の属する年の決定額

#### 有期退職年金算定基礎額\*1

有期退職年金額 =

支給残月数\*2の区分に応じた有期年金現価率\*3

#### ※ 1 有期退職年金算定基礎額

=給付算定基礎額×1/2 (組合員期間が10年未満であるときは、1/4。なお、「10年未満」を判断する際には、平成27年9月以前の組合員期間を含みます。)

#### ※2 支給残月数とは

(240 月または 120 月-当該年の 9 月分までの有期退職年金の受給月数) により計算した支給残月数 をいいます。ただし、1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に給付事由が生じた場合には、240 月または 120 月をその年の 9 月 30 日までの支給残月数とします。

#### ※3 有期年金現価率 とは

基準利率等を勘案して、支給残月数の期間において一定額の年金を支給することとした場合の年金額を計算するための率として、毎年9月30日までに連合会の定款で定められる率で、支給残月数に応じて月単位で設定されています。

#### (例) 有期年金現価率

(適用期間:令和6年10月1日~7年9月30日)	(適用期間:令和7年10月1日~8年9月30日)
240 月…19.485332	240 月…19.045727
228 月…18.534911	228月…18.137011
216月…17.582019	216月…17.223843
120 月… 9.869149	120 月… 9.755557
108月… 8.893726	108月… 8.801320
96 月… 7.915767	96 月… 7.842407

#### ② 翌年以降の決定額

各年の 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日までの間における 有期退職年金算定基礎額\*4

#### 有期退職年金額 =

各年の 10 月 1 日における支給残月数に応じた 有期年金現価率

※ 4 各年の9月30日における有期退職年金額×同年の10月1日における支給残月数に対して同年の9月30日において適用される有期年金現価率

☆有期退職年金については、次のとおり、一時金を選択することも可能です。

#### 有期退職年金に代わる一時金

有期退職年金の給付事由発生後6月以内に、受給権者の方が退職年金の請求と同時に請求した場合には、20年(240月)または10年(120月)の支給期間の有期退職年金に代えて、一時金を選択することができます。

#### 一時金額 = 給付事由発生日における有期退職年金算定基礎額

#### <遺族に対する一時金>

「有期退職年金」は20年(240月)または10年(120月)の間に限って支給されますが、この受給期間が終了する前または受給開始前(組合員である間を含みます)に受給権者の方または組合員の方(1年以上の引き続く組合員期間を有する方に限ります)が死亡した場合には、受給していない期間分の「有期退職年金」の額に相当する額が一時金として、その方の遺族に支給されます。

●有期退職年金の受給者が死亡したときの一時金の額

一時金額 = 死亡日における有期退職年金額 × 同日における支給残月数に応じた 有期年金現価率

●退職年金を受給していない者が死亡したときの一時金の額

一時金額 = 死亡日における給付算定基礎額 × <sup>1</sup>/<sub>2</sub> \*

※ 組合員期間が 10 年未満である者が退職後に死亡したときは、1/4。なお、「10 年未満」を判断する際には、 平成 27 年 9 月以前の組合員期間を含みます。

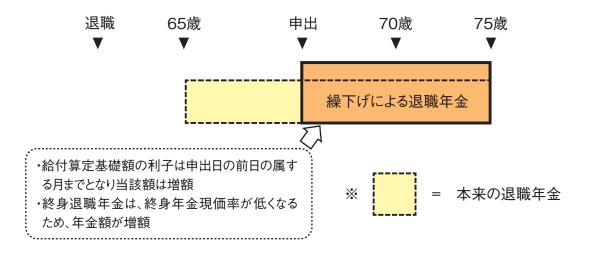
#### 在職支給停止

退職年金の受給権者の方が<u>組合員であるとき</u>は、その間、当該年金の支給が停止(中断)されます。(一時金は除かれます。)

#### 支給の繰下げ

退職年金の受給権を有する方は、退職年金を繰り下げて受ける申出をすることができ、申出の翌月から退職年金を受けることができます。

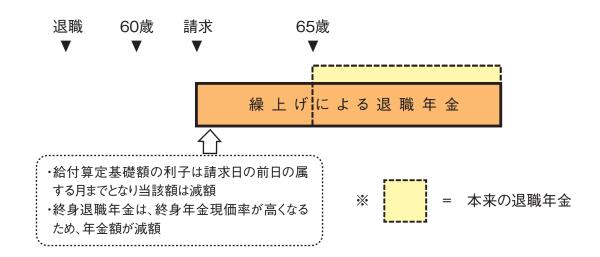
この繰下げの申出については、終身退職年金と有期退職年金(有期退職年金に代わる一時金も含みます)を同時に行うこととなります。



#### 支給の繰上げ

当分の間、1年以上の組合員期間を有し、かつ、退職している者は、60歳以上65歳に達する日の前日までの間の希望するときから、退職年金を繰り上げて受けることができます。

この繰上げの請求については、終身退職年金と有期退職年金(有期退職年金に代わる一時金も含みます)を同時に行うこととなります。



## 2 公務障害年金

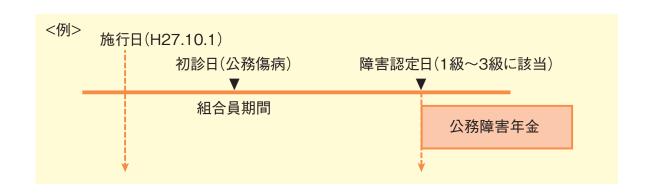
#### 受給要件

次の①から③までのすべての要件を満たしているときに支給されます。

- ① 公務により病気にかかり、または負傷した方であること
- ② その病気または負傷にかかる傷病(以降「公務傷病」といいます。) についての初診日\*1において組合員であること
- ③ 障害認定日\*2において、その公務傷病により、障害等級1級から3級まで\*3に該当する障害状態であること

なお、通勤災害は対象となりません。

- ※ 1 該当する病気または負傷にかかる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいい、 平成 27 年 10 月 1 日以降の日に限ります。
- ※2 次に掲げる日のいずれかの日をいいます。
  - ・初診日から起算して1年6か月を経過した日
  - ・初診日から起算して1年6か月を経過するまでにその公務傷病が治ったときは、その治った日
  - ・初診日から起算して1年6か月を経過するまでにその症状が固定し治療の効果が期待できない状態 に至ったときは、その状態に至った日
- ※3 厚生年金保険法における障害等級と同様です。



#### 年金額

#### 公務障害年金算定基礎額\*\*4

公務障害年金額 =

- ×調整率<sup>\*6</sup>

#### 受給権者の年齢区分※5に応じた終身年金現価率

各年度の年金額については、「調整率」\*\*6に基づき、国民年金並びのスライド改定が行われます。 ただし、上記により計算した金額が、次の障害等級に応じた額より少ないときは、それぞれの額 が年金額となります(最低保障)。

#### <令和7年度>

・障害等級 1級:4,422,519円

・障害等級2級:2,731,512円

- 厚生年金相当額※7

・障害等級3級:2.471.439円

- ※ 4 公務障害年金算定基礎額は、次の①または②のいずれかになります。 なお、使用する組合員期間は、すべて平成27年10月1日以降のものに限ります。
  - ① 組合員期間が300月以下の場合給付算定基礎額×5.334(1級の場合は、8.001)×300/組合員期間月数
  - ② 組合員期間が300月を超える場合 {給付算定基礎額×5.334(1級の場合は、8.001)×300/組合員期間月数}+{給付算定基 礎額(1級の場合は、×1.25)×(組合員期間月数-300)/組合員期間月数}
- ※5 公務障害年金の給付事由が生じた日における年齢を基準とした区分となります。 ただし、64歳(当分の間59歳)に満たないときは、64歳(当分の間59歳)を基準とした区分となります。
- ※6 次の計算により求めた率です。

公務障害年金を支給する各年度における国民年金法の改定率

調整率 =

公務障害年金の給付事由が生じた日の属する年度における国民年金法の改定率

なお、調整率の見直しは、毎年、4月分以降の年金について実施されます。

※7 公務障害年金以外に受けている障害厚生年金等の額(2以上の年金をあわせて受けることができる場合はその合計額)のうち、最も高い額をいいます。

#### 在職支給停止

公務障害年金の受給権者が<u>組合員であるとき</u>は、その間、当該年金の支給が停止されます。 ただし、障害厚生年金は支給されます。

### **公務遺族年金**

#### 受給要件

組合員の方や組合員であった方が次の①から③のいずれかに該当したときに、その方の遺族\*<sup>1</sup> の方に公務遺族年金が支給されます。

なお、通勤災害は対象となりません。

- ① 組合員が公務による病気または負傷にかかる傷病(以降、「公務傷病」 といいます。)により死亡したとき
- ② 組合員が退職後、組合員期間中の初診日\*2がある公務傷病により、初 診日\*2から5年以内に死亡したとき(1年以上の引き続く組合員期間 を有し、公的年金の加入期間が25年以上ある方の場合は、組合員が 退職後、組合員期間中の初診日\*2がある公務傷病により死亡したとき)
- ③ 1級または2級の公務障害年金の受給権者が、公務障害年金の受給権 発生の原因となった公務傷病により死亡したとき(1年以上の引き続く組合員期間を有し、公的年金の加入期間が25年以上ある方の場合は、 公務障害年金の受給権者が、公務障害年金の受給権発生の原因となっ た公務傷病により死亡したとき)

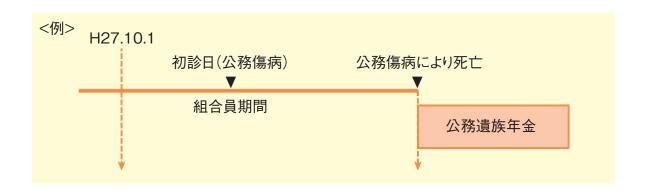
#### ※1 遺族の範囲と順位

遺族の範囲と順位は遺族厚生年金にかかる遺族と同様になりますが、例外として、海上保安官等職務内容の特殊な職員が、生命または身体に対する高度の危険が予測される状況下において一定の職務を遂行し、そのため公務上死亡(以降「特例公務による死亡」といいます。)した場合には、その死亡した者と生計を共にしていた配偶者、子および父母は、遺族厚生年金の遺族の要件に当てはまらなくても、遺族に該当するものとして扱われます。

なお、この場合、夫および父母に関しては「死亡時 55 歳以上」の要件も必要がなく、また、1・2 級の障害状態にある子および孫については 20 歳になっても失権しません。

#### ※2 初診日について

該当する病気または負傷にかかる傷病について初めて医師または歯科医師の診療を受けた日をいいます。また、初診日がない場合には、死亡の原因となった傷病の発した日を初診日として取り扱うものとします。なお、いずれの日も平成 27 年 10 月 1 日以降である必要があります。



#### 年金額

各年度の年金額については、「調整率」\*\*5 に基づき、国民年金並びのスライド改定が行われます。 ただし、上記により計算した金額が、次により計算した金額より少ないときは、この計算に よる金額が年金額となります(最低保障)。

#### < 令和7年度>

#### 1,105,577 円 - 厚生年金相当額※6

- ※3 公務遺族年金算定基礎額は、次の①または②のいずれかになります。 なお、使用する組合員期間は、すべて平成27年10月1日以降のものに限ります。
  - ① 組合員期間が300月未満の場合 給付算定基礎額×2.25×300/組合員期間月数
  - ② 組合員期間が300月以上の場合 給付算定基礎額×2.25
- ※ 4 公務遺族年金の給付事由が生じた日における年齢を基準とした区分となります。 ただし、64歳(当分の間59歳)に満たないときは、64歳(当分の間59歳)を基準とした区分となります。
- ※5 次の計算により求めた率です。

> 公務遺族年金の給付事由が生じた日の 属する年度における国民年金法の改定率

※6 公務遺族年金以外に受けている遺族厚生年金等の額(2以上の年金をあわせて受けることができる場合はその合計額)のうち、最も高い額をいいます。

